

改 正 案		現 行		(傍線の部分は改正部分)	
1-1 船舶安全法施行規則	1-1 船舶安全法施行規則	第4章 総則	第4章 総則	備考	備考
(資料の供与等) 51-1.6 (a) 本号下欄の「当該船舶における貨物の積付け及び固定の方法をわかりやすく記載した資料」は、次に掲げる事項に従って作成されいること。 (1) 貨物固定マニュアルの準備のためのガイドライン(平成9年11月12日付け海查第602号)と同等以上の水準であること。なお、本通りに掲載されているIMO回章文書「貨物固定マニュアルの準備のためのガイドライン」は、最新のものを参照するよう注意すること。	(資料の供与等) 51-1.6 (a) 本号下欄の「当該船舶における貨物の積付け及び固定の方法をわかりやすく記載した資料」は、次に掲げる事項に従って作成されるること。 (1) 「貨物固定マニュアルの準備のためのがイドライン」(平成9年11月12日付け海查第602号)と同等以上の水準であること。	(資料の供与等) 51-1.6 (a) 本号下欄の「当該船舶における貨物の積付け及び固定の方法をわかりやすく記載した資料」は、次に掲げる事項に従って作成されるること。 (1) 「貨物固定マニュアルの準備のためのがイドライン」(平成9年11月12日付け海查第602号)と同等以上の水準であること。	(資料の供与等) 51-1.6 (a) 本号下欄の「当該船舶における貨物の積付け及び固定の方法をわかりやすく記載した資料」は、次に掲げる事項に従って作成されるること。 (1) 「貨物固定マニュアルの準備のためのがイドライン」(平成9年11月12日付け海查第602号)と同等以上の水準であること。	真番号: 63 【参考】 現在の文書は、「MSC.1/Circ.135/Rev.1」	真番号: 548-2 【参考】 IMSCコードの改正に伴い、「MSC.1/Circ.1395」が改正されたこと に伴うもの
(2)~(5) (略)	(2)~(5) (略)	3-3 船舶消防設備規則	3-3 船舶消防設備規則		
第2章 消防設備の備付数量及び備付方法 (貨物区域における消防設備) 57-1.2 (a) 「これらに類似する貨物」は、次に掲げる物質とする。 (1)~(2) (略) (3) IMSCコードの附録1に掲げられている物質のうち種別Bであつて次に掲げるものの	第2章 消防設備の備付数量及び備付方法 (貨物区域における消防設備) 57-1.2 (a) 「これらに類似する貨物」は、次に掲げる物質とする。 (1)~(2) (略) (3) IMSCコードの附録1に掲げられている物質のうち種別Bであつて次に掲げるものの	水酸化アルミニウム アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物(アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。)UN3170 アルミニウムフェロシリコン粉末 UN1395 アルミニウムシリコン粉末(表面を被覆していないものの)UN1398 非結晶塊状珪酸ナトリウム ホウ酸 焼成硫酸化鉄鉱 クリンカッシュ(湿式) コールタールビッヂ	水酸化アルミニウム アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物(アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。)UN3170 アルミニウムフェロシリコン粉末 UN1395 アルミニウムシリコン粉末(表面を被覆していないものの)UN1398 (新設) 焼成硫酸化鉄鉱 クリンカッシュ(湿式) コールタールビッヂ	(資料の供与等) 51-1.2 (a) 「これらに類似する貨物」は、次に掲げる物質とする。 (1)~(2) (略) (3) IMSCコードの附録1に掲げられている物質のうち種別Bであつて次に掲げるものの	(資料の供与等) 51-1.2 (a) 「これらに類似する貨物」は、次に掲げる物質とする。 (1)~(2) (略) (3) IMSCコードの附録1に掲げられている物質のうち種別Bであつて次に掲げるものの

還元鉄(A)(熱間成型されたプリケット) リン鉄(プリケットを含む。) フェロシリコン UNI408(ケイ素の含有率が 30 質量%以上 90 質量%未満のもの)(プリケットを含む) フェロシリコン(ケイ素の含有率が 25 質量%以上 30 質量%未満又は 90 質量%以上のもの)(プリケットを含む) 萤石(フッ化カルシウム) 粒状ニッケルマット(水分が 2%未満のもの。) 生石灰 原木 マグネシア(未消和のもの) ピートモス 石油コークス(か焼又は生のもの) ピッチブリル パルプ材 丸太 製材 シリコマンガン(低炭素) 硫黄 UN1350(粉碎された塊及び粗粒) 木材 バナジウム鉱石 木材チップ(水分量が 15 質量%以上のもの) (新設) 亜鉛灰 UN1435 [亜鉛ドロス UN1435] [亜鉛残渣 UN1435] [亜鉛津 UN1435] 金属硫化精鉱(IMSBC コードの MHB の試験方法と判定基準によって可燃性、自己発熱性、水反応可燃性いづれの危険性も示さないものに限る。) 注 英語名は MSC.1/Circ.1395/Rev.1によること。	還元鉄(A)(熱間成型されたプリケット) リン鉄(プリケットを含む。) フェロシリコン UNI408(ケイ素の含有率が 30 質量%以上 90 質量%未満のもの)(プリケットを含む) フェロシリコン(ケイ素の含有率が 25 質量%以上 30 質量%未満又は 90 質量%以上のもの)(プリケットを含む) 萤石(フッ化カルシウム) 粒状ニッケルマット(水分が 2%未満のもの。) 生石灰 原木 マグネシア(未消和のもの) ピートモス 石油コークス(か焼又は生のもの) ピッチブリル パルプ材 丸太 製材 シリコマンガン(低炭素) 硫黄 UN1350(粉碎された塊及び粗粒) 木材 バナジウム鉱石 木材チップ(水分量が 15 質量%以上のもの) (新設) 亜鉛灰 UN1435 [亜鉛ドロス UN1435] [亜鉛残渣 UN1435] [亜鉛津 UN1435] 金属硫化精鉱(IMSBC コードの MHB の試験方法と判定基準によって可燃性、自己発熱性、水反応可燃性いづれの危険性も示さないものに限る。) 注 英語名は MSC.1/Circ.1395/Rev.1によること。
(4)・(5) (略)	5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則 第 2 編 危険物の運送 第 2 章 危険物の個品運送等 第 1 節 通則
	5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則 第 2 編 危険物の運送 第 2 章 危険物の個品運送等 第 1 節 通則
	5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則 第 2 編 危険物の運送 第 2 章 危険物の個品運送等 第 1 節 通則

<p>(容器、包装等)</p> <p>8.4 (a) 「船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに掲げる場合とする。</p> <p>(1) 危険物を危規則第21条第1項の規定により他の危険物と「水平距離で3メートル以上離して積載すること」とされている危険物(IMDGコード7.2の規定により他の危険物から「"away from"」として積載することとされている危険物)と同一の容器に収納する場合であって、荷送人により次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轄する地方運輸局長がこれを承認した場合とする。この場合において、(ii)から(iv)までの判定については、「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海查第263号)に従つものとする。</p> <p>(1)～(iv) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(b) (a)(1)の承認の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (a)(1)の承認を行う場合は、同一の承認の実績がある場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測度課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>8.4 (a) 「船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに掲げる場合とする。</p> <p>(1) 危険物を危規則第21条第1項の規定により他の危険物と「水平距離で3メートル以上離して積載すること」とされている危険物(IMDGコード7.2の規定により他の危険物から「"away from"」として積載することとされている危険物)と同一の容器に収納する場合であって、荷送人により次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轄する地方運輸局長がこれを承認した場合とする。この場合において、(ii)から(iv)までの判定については、「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海查第263号)を準用する。</p> <p>(1)～(iv) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(b) (a)(1)の承認の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (a)(1)の承認を行う場合は、必要な資料を添えて海事局長に同うこと。ただし、同一の承認の実績がある場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(オーバーパック)</p> <p>16.0 (a) (略)</p> <p>(1) 次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轄する地方運輸局長がこれを承認した場合(この場合において、(ii)から(iv)までの判定については、危険物輸送に関する国連勧告、IMDGコード又は「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海查第263号)に従うものとする。)</p> <p>(1)～(iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) (略)</p>	<p>頁番号: 707、708 【参考】 (a)(1)については、危告示と整合性を図るために。(b)(a)については、個品關係の問い合わせ原則廃止。ただし、検討会等の審議を要する件もあるため、事前連絡による確認作業を残す。</p> <p>頁番号: 708 【参考】 問い合わせを承認した場合(この場合において、(ii)から(iv)までの判定については、「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海查第263号)を準用する。)</p> <p>頁番号: 708-4 【参考】 (a)(1)の承認については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) (略)</p>
<p>(危険物の収納方法)</p> <p>27.0 (a) (略)</p>	<p>第2節 コンテナによる危険物の運送等</p>	<p>(危険物の収納方法)</p> <p>27.0 (a) (略)</p>	<p>第2節 コンテナによる危険物の運送等</p>

(1) (略)	(1) 次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轅する地方運輸局長がこれを承認した場合(この場合において、(口)から(二)までの判定については、危険物輸送に関する国連勧告、IMDG コード又は「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成 14 年 8 月 21 日付国海查第 263 号)に従うものとする。)	(1) (略) (i) 次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轅する地方運輸局長がこれを承認した場合(この場合において、(口)から(二)までの判定については、「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成 14 年 8 月 21 日付国海查第 263 号)を準用する。)
(ii) (略)	(ii) (略)	(i)～(ii) (略)
(2) (略)	(2) (略)	(i)～(iv) (略)
(b) (略)	(b) (略)	(2) (略)
(b)～(c) (略)	(b)～(c) (略)	(b)～(c) (略)
第 7 節 可燃性物質 (可燃性物質類の運送に使用する容器及び包装)	62.0 (a) (略) (b) 承認を行う場合は、同一の承認の実績がある場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測度課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。)	第 7 節 可燃性物質 (可燃性物質類の運送に使用する容器及び包装)
62.0 (a) (略)	62.0 (a) (略) (b) 承認を行う場合は、必要な資料を添え、地方運輸局を経由して海事局長に伺うこと。ただし、同一の承認の実績がある場合は、この限りでない。	713 【参考】 8.4(b) 同様。
第 10 節 放射性物質	87.1 (a) (略) (非承認容器使用時) (様式略)	第 10 節 放射性物質
87.1 (a) (略) (非承認容器使用時) (様式略)	87.1 (a) (略) (非承認容器使用時) (様式略)	87.1 (a) (略) 【参考】 8.4(b) 同様。
備考	備考	備考
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) 区分 1 に該当する場合には、記 15 の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。	(10) 区分 1 に該当する場合には、記 11 の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。	(10) 区分 1 に該当する場合には、記 11 の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。
(i)～(iii) (略)	(i)～(iii) (略)	(i)～(iii) (略)
(11) (略)	(11) (略)	(11) (略)
備考	備考	備考
(承認容器使用時) (様式略)	(承認容器使用時) (様式略)	(承認容器使用時) (様式略)
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(9) 区分 1 に該当する場合には、記 15 の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。	(9) 区分 1 に該当する場合には、記 11 の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。	(9) 区分 1 に該当する場合には、記 11 の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。
(i)～(iii) (略)	(i)～(iii) (略)	(i)～(iii) (略)

(10)～(11)(略) (b)～(e)(略)	(10)～(11)(略)
(計画書の作成)	(計画書の作成)
96.0 (a) 「盜取等による災害の防止のために必要な措置」とは、以下の措置を いう。	96.0 (a) 「盜取等による災害の防止のために必要な措置」とは、以下の措置を いう。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 区分1の物質を運送する場合は、運送の安全及び保安の確保に支障が ある場合の経路変更を行なう手順	(5) 平時及び緊急時における連絡体制の整備 (6) 盗取等による災害の防止のために必要な情報収集 (7) 盗取等による災害の防止のために必要な情報の管理に関する責任を有す る情報管理責任者の選任及び情報取扱者の特定並びに情報管理要領の 作成 (8) 船積み前に実施する妨害行為が着手されていないことの確認 (9) 船積み前に実施する妨害行為が着手されていないことの確認 (10) 他の運送手段、他の積荷の積替え及び船内での通関時に使う、積荷の 連続的監視又は施錠等の点検
(11) 出港前に実施する妨害行為が着手されていないことの確認	(11) 積荷又は施錠等の点検
(12) 運送中ににおける積荷又は施錠等の点検	(12) 運送中ににおける積荷又は施錠等の点検
(13) 積卸し時及び船内での通関時に使う保管及び運送時に使う、関係者以 外の者の立入の防止措置	(13) 積卸し時及び船内での通関時に使う保管及び運送時に使う、関係者以 外の者の立入の防止措置
(14) 不審者、不審船舶等の接近を早期に発見するための監視及び警戒	(14) 不審者、不審船舶等の接近を早期に発見するための監視及び警戒
(15) 不審船舶等の接近、不審者の移乗等の防止措置	(15) 不審船舶等の接近、不審者の移乗等の防止措置
(16) 関係者以外の者による揚貨装置の操作の防止措置	(16) 関係者以外の者による揚貨装置の操作の防止措置
(17) やむを得ない停留、锚泊中等における措置	(17) やむを得ない停留、锚泊中等における措置
(18) 緊急時ににおける対応措置	(18) 緊急時ににおける対応措置
(19) 告示別表第7に定める放射性物質等(同表第2号口(3)に掲げる物質及び 照射された同号口(3)に掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から1 メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下であつたものに限 る。)並びに同表第3号口(3)及び(4)並びに照射された同号口(3)及び(4)に掲 げる物質に係るもの(照射直後にその表面から1メートルの距離において おいて吸収線量率が1グレイ毎時以下であつたものに限る。)並びに同号 二並びに木を除く。)以下「DBT適用対象物質」という。)(DBTは、DESIGN BASIS THREATの略であり、「設計基礎脅威」と訳される。)を運送する場	(19) 告示別表第7に定める放射性物質等(同表第2号口(3)に掲げる物質及び 照射された同号口(3)に掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から1 メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下であつたものに限 る。)並びに同表第3号口(3)及び(4)並びに照射された同号口(3)及び(4)に掲 げる物質に係るもの(照射直後にその表面から1メートルの距離において おいて吸収線量率が1グレイ毎時以下であつたものに限る。)並びに同号 二並びに木を除く。)以下「DBT適用対象物質」という。)(DBTは、DESIGN BASIS THREATの略であり、「設計基礎脅威」と訳される。)を運送する場合は、上記①から いう。

<p>合は、上記(1)から(18)に加え、妨害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置</p> <p>(20) 核物質防護体制を維持するための核物質防護体制管理規程</p>	<p>(①)に加え、妨害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置</p> <p>(新設)</p> <p>(特別措置)</p> <p>107.1.2 (a) (略)</p> <p>(b) この項において規定する特別措置は、専ら放射性物質等のみを運送する船舶について、規則第71条第1項第4号に定める専用積載に該当しない場合であっても、専用積載と同等と認められるときは、規則中の専用積載により運送することとされる規定にいかわらず、専用積載とみなして運送することができます。したがって、その他の場合には、規則第107条第2項の規定に基づく特別措置を受けようとする場合の申請書の様式及び記載事項については、別途国土交通大臣の指示を受けるよう指導すること。</p> <p>(c)～(e) (略)</p> <p>第3章 ばら積み液体危険物の運送</p> <p>第2節 液化ガス物質</p> <p>第2款 配置等</p> <p>(開口等)</p> <p>151.1(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 内側からの閉鎖が要求されるものにあつては、集中制御場所から遠隔により操作できる機能を備えることは認められない。</p> <p>154.1(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 「十分な大きさ」とは、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 水平な開口は、600mm × 600mm以上</p> <p>なお、600mm × 600mm以上の開口には、開口部四隅に応力集中を避けるために、半径100mm以下の角の丸みを設けて差し支えない。ただし、構造解析の結果、開口四隅の応力集中のさらなる低減が必要となつた場合、開口寸法を増大し、四隅の角の丸みの半径を増大させて開口四隅の応力集中の低減を図るなどの対処をすること。(例:元の寸法が600mm × 600mmで角の丸みが100mmの場合、開口寸法を600mm × 800mmとし、角の丸みを半径300mmに変更する。)</p> <p>(2) 垂直な開口は、底板から600mm以下の高さの位置で600mm × 800mm以上。ただし、グレーテイング等の足場がある場合は、当該グレーテイング底板とみなして差し支えない。</p>
---	--

なお、600mm × 800mm以上の開口には、開口部四隅に応力集中を避けるために、半径300mm以下の角の丸みを設けて差し支えない。また、同開口は原則として縫を800mmとするが、二重底タンク内の桁板や肋板のように、構造強度の観点から大きな開口を設けることが望ましくない場合については、縦600mm × 横800mmの開口として差し支えない。

(新設)

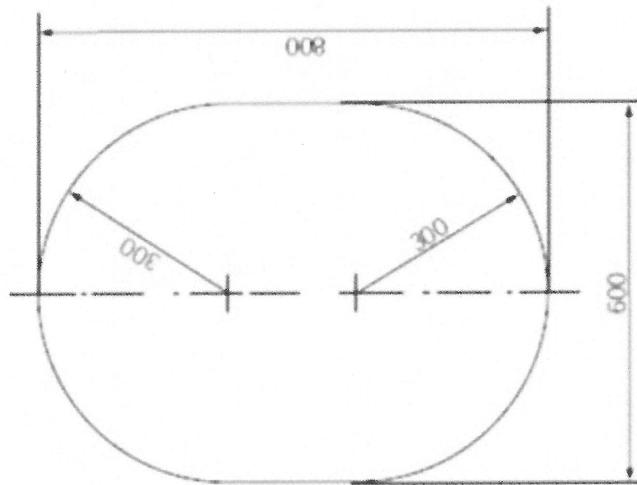
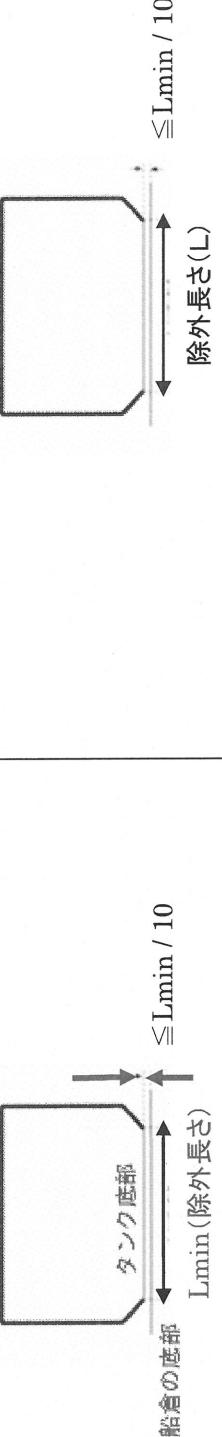


図154.1(1) 開口寸法 (600mm × 800mm)
担架に載せた負傷者を容易に搬出することが可能なことが検証される
場合、600mm × 800mmの開口寸法に角の丸み半径300mmという標準の
開口に代えて、例えば、図154.1(2)に示すような、850mm × 620mmで、上
半部は600mm以上の幅で、下半分は600mmを下回る幅を持ち、850mmの
縫幅を下回らない垂直な開口とすることができる。

	<p>図154.1(2) 垂直面に設ける開口の例</p> <p>垂直面の開口が600mmを超える高さにある場合には、ステップ及びハンドグリップを備え、担架に乗せた負傷者を容易に搬出することが可能なことを実証すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 二次防壁が要求されない貨物タンクの船倉区域から二重底等、一重のガス密鋼製圍壁によつて仕切られた区域への交通も上記(1)及び(2)によること。(図154.1(3)参照)</p> <p>(図略) 図154.1(3) 開口</p> <p>(6) (略)</p> <p>図154.1(1) 開口</p> <p>(図略) 図154.1(1) 参照</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 二次防壁が要求されない貨物タンクの船倉区域から二重底等、一重のガス密鋼製圍壁によつて仕切られた区域への交通も上記(1)及び(2)によること。(図154.1(1)参照)</p> <p>(図略) 図154.1(1) 開口</p> <p>(6) (略)</p> <p>図154.1(1) 参照</p> <p>(新設)</p> <p>(参考) 3.3.1U</p>
<p>(準用規定)</p> <p>165-2 (a) MSC.1/Circ.1559 (2016年11月28日)に基づき、165条の2の規定は適用しないことができる。</p>	<p>(6) (略)</p> <p>図154.1(3) 開口</p> <p>(新設)</p>

第9款 貨物タンクの通気装置	第9款 貨物タンクの通気装置
(貨物タンク等の通気装置) 198.1 (a)～(d) (略) (e) 圧力迷し弁は、次により弁の <u>交換</u> 又は修復の目的で同弁を一時的に隔離することができるよう措置できるものであること。なお、不注意に隔離されないように措置すること。 (1) (略) (2) (略) (f)・(g) (略)	(貨物タンク等の通気装置) 198.1 (a)～(d) (略) (e) 圧力迷し弁は、次により弁の <u>取り外し</u> しその他貨物タンク等からの圧力を受け取ることがないように措置できるものであること。 (1) (略) (2) (略) (f)・(g) (略)
198.1.1(a) 「十分な排気容量」とは、次のものをいう。 (1) (略) (i)～(ii) (略) 図198.1.1<1> (略)	198.1.1(a) 「十分な排気容量」とは、次のものをいう。 (1) (略) (i)～(ii) (略) 図198.1.1<1> (略)
<p style="text-align: center;"></p> <p>図198.1.1<2> 方形タンクの外表面積</p> <p>方形タンクのタンク外表面積 A_{m^2} は、次の①又は②より算出する。</p> <p>①タンクの平底と船倉の底部との間の距離が $L_{min} / 10$ 以下の場 合、 $A = \text{外表面積} - \text{平底表面積}$</p> <p>②タンクの平底と船倉の底部との間の距離が $L_{min} / 10$ より大きい場 合、 $A = \text{外表面積}$</p> <p>なお、上記の①及び②にいう L_{min} は、テープのないタンクの場合には、 タンクの水平方向の寸法(長さ又は幅)のうちいざれか小さい方、</p>	

船首側のタンクに使用されるようなテーパのあるタンクの場合には、タンクの平底の長さ又は平均幅のうちいざれか小さい方とする。

補足: L_{\perp} または L_B いざれか小さい方を L_{\min} とする

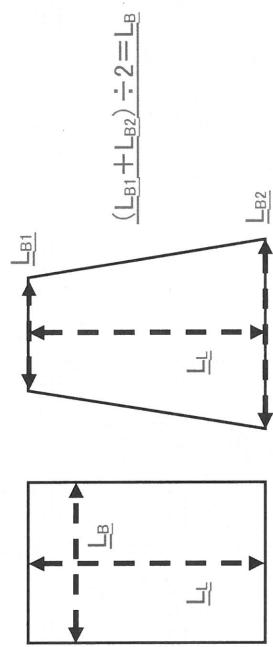


図198.1.1<3> L_{\min} の求め方

(図略)

図198.1.1<4> (略)

(図略)

図198.1.1<5> (略)

(iii) (略)

(ii) (略)

(i) (略)

(2)～(4) (略)

(2)～(4) (略)

204.2 (a) 電気回路及びセンサーを含め、液面警報装置のすべての構成要素
[よ、機能試験を実施することができるものであること。]

第5編 雜則

(特別措置)

390-2.0 (a) 船舶により危険物を運送する場合(ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)

(1) (略)

(i) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書して申請者に返付)を
地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通に
必要な書類を添え、地方運輸局を経由して海事局長に送付すること。
ただし、申請書には「危険物輸送に関する国連勧告、IMDGコード又は「物質の

(図略)

図198.1.1<3> (略)

(図略)

図198.1.1<4> (略)

(図略)

図198.1.1<5> (略)

204.2 (a) 実動作による確認が不可能な場合には、警報回路が正常であること
を確認できる適当な装置(例えば警報装置回路のブザーーテスト)が備え
付けられていること。

第5編 雜則

(特別措置)

390-2.0 (a) 船舶により危険物を運送する場合(ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)

(1) (略)

(i) 大臣許
可につき
現状のま
ま。

(ii) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書して申請者に返付)を
地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通に
必要な書類を添え、地方運輸局を経由して海事局長に送付すること。
ただし、申請書には「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14

<p>年8月21日国海查第263号)に従つて危険物の分類等を判定した資料が添付されること。</p> <p>(イ)～(ヘ) (略)</p> <p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>(2) 運送を禁止されている危険物の運送、積載方法及び危険物の隔離に係る国土交通大臣(本邦各港間ににおいて運送する場合にあつては、船積地を管轄する地方運輸局長)の許可の取扱いは、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書して申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通に必要な資料を添え、地方運輸局を経由して海事局長に同うこと。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長の許可の実績がある場合は、同一の許可の実績である場合は、この限りでない。</p> <p>(イ)～(ル) (略)</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(iv) 積載量800L以下のガソリン又は積載量300kg(許容質量が50kg以下の弁保護キャップ付き高圧容器を用いる場合には、700kg)以下のLPGを、<u>警告示第5条第4項に規定する数を超える数の旅客船により運送する</u>場合は、地方運輸局長限りで許可して差し支えない。</p> <p>(v) (略)</p> <p>(3) 海中に廃棄するために運送するときの容器、包装、標札等及び積載方法に係る船積地を管轄する地方運輸局長の許可の取扱いは、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 次の事項を記載した許可申請書2通(1通は奥書して申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させること。(なんば、同一の許可の実績がある場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測度課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。))</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p>	<p>年8月21日国海查第263号)に従つて危険物の分類等を判定した資料が添付されること。</p> <p>(イ)～(ヘ) (略)</p> <p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>(2) 大臣許可につい、ては現状のまま。</p> <p>地方運輸局長許可については原則、廻り廢止。ただし、検討会等の審議を要する件もあるため、事前連絡による確認作業を残す。</p>
--	--

(iii) (略)	(iii) (略)
(4) 船舶内における高压ガスの充てん又は詰替えに係る船積地を管轄する地方運輸局長の許可の取扱いは次に掲げるとおりとすること。	(4) 船舶内における高压ガスの充てん又は詰替えに係る船積地を管轄する地方運輸局長の許可の取扱いは次に掲げるとおりとすること。
(i) (略)	(i) (略)
(ii) 次の事項を記載した許可申請書2通(1通は奥書きして申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させること。(なお、同一の許可の実績がある場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測度課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。))	(ii) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書きして申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通に必要な資料を添え、地方運輸局を経由して海事局長に向うこと。ただし、同一の許可の実績がある場合は、この限りでない。)
(イ)～(ホ) (略)	(イ)～(ホ) (略)
心得附則(平成29年8月xx日) (経過措置) (a) 平成28年7月1日前に建造され、又は建造に着手された液化ガス[ばら積船]については、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 (高压容器) 25-6-2.0 (a) (略) (1) 製造後初めて受ける検査 (i) 容器 容器の種類に応じて表に掲げる規格(製造の日において有効なものに限る。)
5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 (高压容器) 25-6-2.0 (a) (略) (1) 製造後初めて受ける検査 (i) 容器 容器の種類に応じて表に掲げる規格(製造の日において有効なものに限る。)	5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 (高压容器) 25-6-2.0 (a) (略) (1) 製造後初めて受ける検査 (i) 容器 容器の種類に応じて表に掲げる規格(製造の日において有効なものに限る。)
再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150リットル以下で、材質が、焼きならしをした鋼材であるもの) 再充てんすることができる鋼製継目なし容器(引張り強度が1100メガパスカル未満のステンレス鋼高压容器)	再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150リットル以下で、材質が、焼きならしをした鋼材であるもの) (新設)
シリンドラ(束)を構成する容器が、この表左欄に掲げる容器の種類に応じて、この表右欄に掲げる規格を満たすもの) 再充てんすることができない金属製容器(内容積が150リットル以下であるもの) フープラップ容器 荷重を分担する金属ライナー型フルラップ容器	再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150リットル以下であるもの) シリンドラ(束)を構成する容器が、この表左欄に掲げる容器の種類に応じて、この表右欄に掲げる規格を満たすもの) 再充てんすることができない金属製容器(内容積が150リットル以下であるもの) フープラップ容器(内容積が150リットル以下であるもの) 荷重を分担する金属ライナー型フルラップ容器(内容積が

荷重を分担しない金属ライナー型又は非金属ライナー型フ ルラップ容器		ISO11119-3	150リットル以下であるもの)	
再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150 リットルを超えて3000 リットル以下であるもの)	ISO11120	荷重を分担しない金属ライナー型又は非金属ライナー型フ ルラップ容器(内容積が150 リットル以下であるもの)	ISO11119-3	
再充てんすることができる鋼製溶接容器(内容積が150 リットル以下で、大気圧より低い圧力のガス(アセチレンを除 く。)充てんに用いる物質を含むもの)	ISO11513	再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150 リットルを超えて3000 リットル以下であるもの)	ISO11120	
再充てんすることができる鋼製溶接容器(内容積が150 リ ットル以下で、大気圧より低い圧力のガス(アセチレンを除 く。)充てんに用いる物質を含むもの) (新設)	ISO11515	再充てんすることができる鋼製溶接容器(内容積が150 リ ットル以下で、大気圧より低い圧力のガス(アセチレンを除 く。)充てんに用いる物質を含むもの)	ISO11513	
移動式ガス貯蔵装置	ISO16111	移動式ガス貯蔵装置	ISO16111	
(ii) 容器の部品又は付属品 容器の部品又は付属品の種類に 応じ次表に掲げる規格(製造の日において有効なものに限る。)		(ii) 容器の部品又は付属品 容器の部品又は付属品の種類に 応じ次表に掲げる規格(製造の日において有効なものに限る。)		
容器の種類	規格	容器の種類	規格	
アセチレンを充てんする可溶栓のない容器内の多孔性物 質	ISO3807-1	アセチレンを充てんする可溶栓のない容器内の多孔性物 質	ISO3807-1	
アセチレン容器	ISO3807-2	アセチレンを充てんする可溶栓のある容器内の多孔性物 質	ISO3807-2	
容器用バルブ	ISO10297	再充てんすることができる容器用バルブ	ISO10297	
高压ガス容器及びバルブの金属物質とガス物質との適合 高性	ISO11114-1	高压ガス容器及びバルブの金属物質とガス物質との適合 高性	ISO11114-1	
別表第1		別表第1		
(a)～(d) (略)	(a)～(d) (略)	(e) 別表第1の表中「x」と記載された事項に係る地方運輸局長の許可を行う場 合については、次に掲げる場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測度 課危険物輸送対策室長まで連絡すること。 (海上安全環境部船舶安全環境 課等を経由して連絡すること。)	(e) 別表第1の表中「x」と記載された事項に係る地方運輸局長の許可を行う場 合については、必要な資料を添えて海事局長に問い合わせること。ただし、次に掲 げる場合を除く。	頁番号: 844-3
(1)・(2) (略)	(f) (略)	(g) (略)		

<p>(h) 別表第1の表中品名の欄に「船積地を管轄する地方運輸局長が承認したもののに限る。」と記載された危険物を運送する場合の、地方運輸局長の承認の取扱いは次に掲げるとおりすること。</p> <p>(1) 申請書には、「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海查第263号)によること。</p>	<p>(h) 別表第1の表中品名の欄に「船積地を管轄する地方運輸局長が承認したもののに限る。」と記載された危険物を運送する場合の、地方運輸局長の承認の取扱いは次に掲げるとおりすること。</p> <p>(1) 别表第1の表中品名の欄に「船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。」と記載された危険物を運送する場合の、地方運輸局長の承認の取扱いは次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(1) 申請書には、「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海查第263号)に従って危険物の分類等を判定した資料が添付されていること。</p> <p>(2) 承認を行う場合は、必要な資料を添えて海事局長に伺うこと。ただし、同一の承認の実績がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>【参考】(略)</p> <p>(j) 備考2(3)引火性液体類(ii)ハ中「適切な粘度計」とは、JIS K 5600-2-2に規定されるガードナー形泡粘度計法又はストーマー粘度計法をいう。</p> <p>(k) 别表第1備考10の記号がSP301の意義の欄中「船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。」と記載された事項に係る地方運輸局長の承認を行ふ場合については、(e)及び(f)の規定を準用すること。</p> <p>(l) 别表第1備考10の記号がSP344の意義の欄中「IMDGコード6.2.4に規定する要件に適合するものであること。」について、次の表中第1欄に掲げる検査に合格した容器にあつては、IMDGコード6.2.4に規定する要件に適合するものとみなしてよい。</p>	<p>【参考】(略)</p> <p>(i) 別表第1備考10の記号がSP301の意義の欄中「船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。」と記載された事項に係る地方運輸局長の承認を行ふ場合については、(e)及び(f)の規定を準用すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(i) 別表第1備考10の記号がSP301の意義の欄中「船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。」と記載された事項に係る地方運輸局長の承認を行ふ場合については、(e)及び(f)の規定を準用すること。</p> <p>(新設)</p> <p>【参考】(略)</p> <p>(l) 一般財団法人日本ガス機器検査協会で制定された「カセットこんろ用容器検査規程」による検査</p> <p>高压ガス保安法第44条第1項の容器検査に準じた容器検査</p> <p>高压ガス保安協会で制</p>	
<p>検査名</p>	<p>検査機関</p>	<p>合格の確認方法</p>
<p>一般財団法人日本ガス機器検査協会で制定された「カセットこんろ用容器検査規程」による検査</p>	<p>(一財)日本ガス機器検査協会</p>	<p>包装用ケース又は容器の外面に表示される一般財団法人日本ガス機器検査協会認証証票により確認</p>
<p>高压ガス保安法第44条第1項の容器検査に準じた容器検査</p>	<p>高压ガス保安協会</p>	<p>検査適合証明書により確認</p>

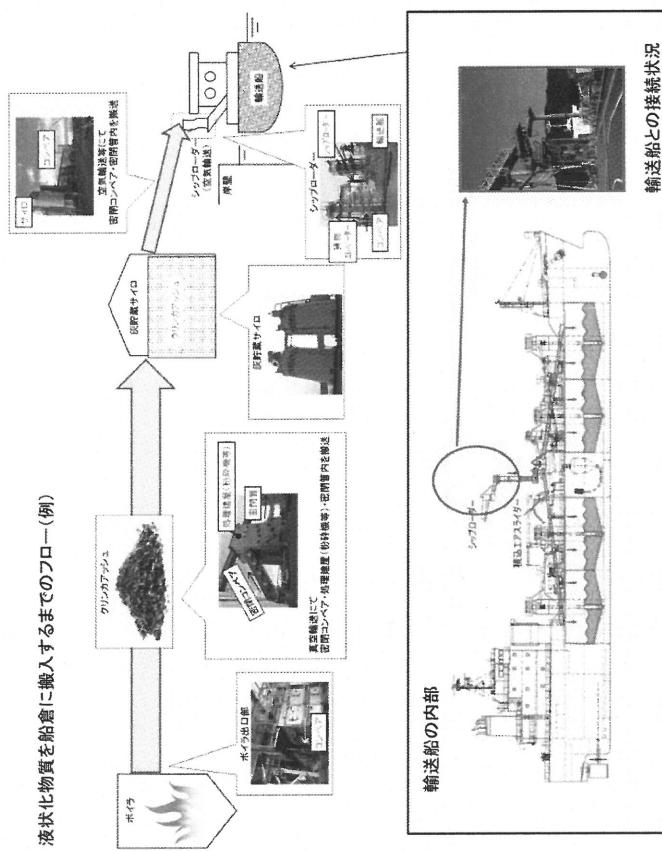
定された「小型高圧ガス容器認定規程」による検査	の外面に表示される 「高圧ガス保安協会認定品」の表示により確認	爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用を準用するも。〔国空航第543号(H13)〕
高圧ガス保安協会で制定された「簡易容器検査規程」による検査	高圧ガス保安協会 包装用ケース又は容器の外面に表示される簡易容器型式試験合格証票により確認。	(k) 別表第1備考10の記号がSP363の意義の欄中「船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 危規則及び危告示の規定に従い運送する場合。 (2) 以下に掲げる要件を満たす場合。なお、この場合、危規則並びに警告表示に定める積載及び隔離の規定(IMDGコード第7章)に定める規定)並びにSP972以外の規定を適用しないものとして差し支えない。 ① 危険物を収納するエンジン又は機械は、他の法令又は規格(例: JIS規格)に定められた要件に従つて製造されているものであること。 ② あらゆる弁及び開口部が、運送中、閉鎖されていること。 ③ エンジン又は機械は、横倒し、逆さ等燃料の漏れややすい向きを避けるようにならねばならない。 ④ 60リットルを超える液体燃料を含む国連番号3528及び3530にあっては、以下のとおり標札等を付していること。 1) 燃料タンクの容量が450リットル以下の場合、標札を付していること。 2) 燃料タンクの容量が450リットルを超えて3,000リットル以下の場合、標札を両側面に付していること。 3) 燃料タンクの容量が3,000リットルを超える場合、標識を両側面に付していること。 (l) 国連番号3530は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の17第1項第1号イ(3)で規定される標札を付していること。 (m) 別表第1備考10の記号がSP363の意義の欄中「船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合」とは、危険物が機械又は装置に組み込まれている容器に収納されている場合であつて次に掲げる要件に適合する場合をいう。ただし、本規定は国連番号3166及び3363には適用しない。 (1) 容器の構造等等にについて、船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと承認したものであること。(地方運輸局長の承認を行う場合については、(e)及び(f)の規定を準用すること。) (2) 容器に付随した全ての弁又は開口部が輸送時に閉じられていること。 (3) 機械又は装置には、輸送中に危険物の不慮の漏えいを防止するための措置が講じられていること。 (4) 容器の容積が450リットルを超えて1,500リットル以下のは、当該機械又は装置の外側4方向に標札及び海洋汚染マーク(該当する場合のみ)が掲げられていること。 (5) 容器の容積が1,500リットルを超える場合は、当該機械又は装置の外側4方向に標識が掲げられていること。
定された「簡易容器検査規程」による検査	高圧ガス保安協会 包装用ケース又は容器の外面に表示される簡易容器型式試験合格証票により確認。	(n) 別表第1備考10の記号がSP363の意義の欄中「船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 危規則及び危告示の規定に従い運送する場合。 (2) 以下に掲げる要件を満たす場合。なお、この場合、危規則並びに警告表示に定める積載及び隔離の規定(IMDGコード第7章)に定める規定)並びにSP972以外の規定を適用しないものとして差し支えない。 ① 危険物を収納するエンジン又は機械は、他の法令又は規格(例: JIS規格)に定められた要件に従つて製造されているものであること。 ② あらゆる弁及び開口部が、運送中、閉鎖されていること。 ③ エンジン又は機械は、横倒し、逆さ等燃料の漏れややすい向きを避けるようにならねばならない。 ④ 60リットルを超える液体燃料を含む国連番号3528及び3530にあっては、以下のとおり標札等を付していること。 1) 燃料タンクの容量が450リットル以下の場合、標札を付していること。 2) 燃料タンクの容量が450リットルを超えて3,000リットル以下の場合、標札を両側面に付していること。 3) 燃料タンクの容量が3,000リットルを超える場合、標識を両側面に付していること。 (o) 国連番号3530は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の17第1項第1号イ(3)で規定される標札を付していること。 (p) 国連番号3529にあつては以下のとおり標札等を付していること。

イ) 燃料タンクの容量が450リットル以下の場合、標札を付していること。 ロ) 燃料タンクの容量が450リットルを超えて1,000リットル以下の場合、 標札を面側面に付していること。 ハ) 燃料タンクの容量1,000リットルを超える場合、標識を両側面に付し ていること。	⑥ 危険物明細書に “Transport in accordance with special provision 363.”が記載されていること。	別表第17 別表第17
(a) 別表第17の表中「x」と記載された事項に係る地方運輸局長の許可を行う場 合については、次に掲げる場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測度 課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境 課等を経由して連絡すること。) (1) 地方運輸局長の許可実績があり、許可事項に係る要件が当該実績と同 一の場合 (2) 燃料装置が居住場所以外のの場所に設置され、かつ、蒸気、温水又は 温風等を暖房用媒体として使用する場合	(a) 別表第1の表中「x」と記載された事項に係る地方運輸局長の許可を行う場 合については、資料を添えて海事局長に問い合わせること。ただし、次に掲げる場 合を除く。 (1) 地方運輸局長の許可実績があり、許可事項に係る要件が当該実績と同 一の場合 (2) 燃料装置が居住場所以外のの場所に設置され、かつ、蒸気、温水又は 温風等を暖房用媒体として使用する場合	別表第17 真番号: 852 【参考】 原則同じ 廃止。た だし、檢 討会等の 審議を要 する件も あるた め、事前 連絡によ る確認作 業を残 す。
(水分管理手順書による水分管理) 16-3.4 (a) 水分管理手順書の承認にあたっては、次を確認すること。 (1) (略) (2) (略) (3) 第3項第3号及び第4号関連(荷送人が水分測定を行う場合に 限る。) (i)～(iii) (略) (iv) 訓練又は研修の記録は、試料採取者及び水分測定者に対す る研修プログラムの内容が、それぞれの業務を行ううえで必要 充分なものであるとともに、関係者全員の受講履歴が添付さ れていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講するこ	(水分管理手順書による水分管理) 16-3.4 (a) 水分管理手順書の承認にあたっては、次を確認すること。 (1) (略) (2) (略) (3) 第3項第3号及び第4号関連(荷送人が水分測定を行う場合に 限る。) (i)～(iii) (略) (iv) 訓練又は研修の記録は、試料採取者及び水分測定者に対す る研修プログラムの内容が、それぞれの業務を行いうえで必要 充分なものであるとともに、関係者全員の受講履歴が添付さ れていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講するこ	真番号: 890-2 【参考】 16-3.4 (a) 水分管理手順書の承認にあたっては、次を確認すること。 (1) (略) (2) (略) (3) 第3項第3号及び第4号関連(荷送人が水分測定を行う場合に 限る。) (i)～(iii) (略) (iv) 訓練又は研修の記録は、試料採取者及び水分測定者に対す る研修プログラムの内容が、それぞれの業務を行いうえで必要 充分なものであるとともに、関係者全員の受講履歴が添付さ れていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講するこ

<p>とにより教育・訓練に替える場合は、受講記録(申請前 1 年以内のものに限る。)の提出のみとして差し支えない。</p> <p>(v) (略)</p> <p>(vi) 更新に係る申請にあつては、提出された水分測定の実績(前回の検認時等に提出した以降のもの)及び申請前 1 ヶ月間に発行した水分測定表の写しの内容並びに内部監査が適切に行われていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講するにとにより教育・訓練に替える場合は、試料採取者及び水分測定者の業務実績がそれぞれ確認できる場合に限り、登録検査機関が実施する座学研修の受講のみで差し支えない。</p>	<p>とにより教育・訓練に替える場合は、受講記録(申請前 6 ヶ月以内のものに限る。)の提出のみとして差し支えない。</p> <p>(v) (略)</p> <p>(vi) 更新に係る申請にあつては、提出された水分測定の実績(前回の検認時等に提出した以降のもの)及び申請前 1 ヶ月間に発行した水分測定表の写しの内容並びに内部監査が適切に行われていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(b) (略)</p>
<p>(乾燥粉状液状化物質運搬船)</p> <p>27-2.1 (a) 第 1 項で規定する積付設備は、乾燥粉状液状化物質を第 1 項で規定する乾燥粉状液状化物質運搬船へ船積みする間に当該物質に水分が侵入しない構造であつて、当該運搬船に備え付けられたものであること。当該設備の例として、エアスライダーが挙げられる。なお、液状化物質を陸上で乾燥した状態にするにあたり、陸上で使用される密閉管、密閉コンベア、シップローダー等が挙げられるため、これらとの連接状況などを勘案すること。</p> <p>(b) 第 1 項で規定する船倉は、運送する間、船倉内への水分の侵入を防ぎ、当該物質が乾燥された状態を保つことができるものとすること。</p> <p>27-2.3 (a) 第 3 項第 3 号で規定する書類は、以下を満たすものであること。なお、様式は問わない。</p> <p>(1) 第 1 項で規定する積付設備及び船倉の外観や仕様が分かるも</p> <p>の</p> <p>(2) 液状化物質を乾燥させてから、当該物質を第 1 項で規定する船倉に搬入するまでのフローが分かるもの</p>	<p>(新設)</p> <p>27-2.1 (a) 第 1 項で規定する積付設備は、乾燥粉状液状化物質を第 1 項で規定する乾燥粉状液状化物質運搬船へ船積みする間に当該物質に水分が侵入しない構造であつて、当該運搬船に備え付けられたものであること。当該設備の例として、エアスライダーが挙げられる。なお、液状化物質を陸上で乾燥した状態にするにあたり、陸上で使用される密閉管、密閉コンベア、シップローダー等が挙げられるため、これらとの連接状況などを勘案すること。</p> <p>(b) 第 1 項で規定する船倉は、運送する間、船倉内への水分の侵入を防ぎ、当該物質が乾燥された状態を保つことができるものとすること。</p> <p>27-2.3 (a) 第 3 項第 3 号で規定する書類は、以下を満たすものであること。なお、様式は問わない。</p> <p>(1) 第 1 項で規定する積付設備及び船倉の外観や仕様が分かるも</p> <p>の</p> <p>(2) 液状化物質を乾燥させてから、当該物質を第 1 項で規定する船倉に搬入するまでのフローが分かるもの</p> <p>(新設)</p>

一例を以下に挙げる。

液状化物質を船倉に搬入するまでのフロー(例)



附属書 5-2

附属書 5-2

液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示の掲載物質名	標準的に使用できる規格		(参考) JIS F9301-1:サンプリング	アルミニナ粉末-第1部試料-1:サンプリング	JIS M8100	粉塊混合物-サンプリング方法通則
	サンプリング関連	水分測定関連				
ALUMINA HYDRATE	JIS R9301-1:サンプリング	(参考) JIS M8100:アルミニナ粉末-第1部試料-1:サンプリング	ALUMINA HYDRATE	水酸化アルミニウム	JIS M8100	粉塊混合物-サンプリング方法通則

頁番号:
916-3

				(新設)	
<u>ALUMI NIUM</u>	<u>フッ化アルミニ ウム</u>	(参考) <u>JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則</u>	(参考) <u>JIS M81 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法</u>	<u>JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則</u>	<u>非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法</u>
<u>FLUOR IDE</u>					
<u>ALUMI NIUM</u>	<u>アルミニウム 精錬又は再溶 解工程から生 じる副生物 (不活性物質 を追加した水 及びアルカリ 水溶液を含 む)</u>			<u>JIS G24 アルミニウムドロスの サンプリング、試料調 製及び水分決定方 法</u>	<u>アルミニウムドロスの サンプリング、試料調 製及び水分決定方 法</u>
<u>SMELT ING / REMET TING BY-PR ODUC TS, PROC ESSED</u>				<u>JIS G24 アルミニウムドロスの サンプリング、試料調 製及び水分決定方 法</u>	<u>JIS G24 アルミニウムドロスの サンプリング、試料調 製及び水分決定方 法</u>
<u>CEME NT COPP ER</u>	<u>セメントカツバ 一</u>			<u>JIS M80 銅製錬用銅スクラッ プ-サンプリング、試 料調製及び水分決定 方法</u>	<u>銅製錬用銅スクラッ プ-サンプリング、試 料調製及び水分決定 方法</u>
<u>CHEMI CAL GYPS UM</u>	<u>化学石こう</u>	(参考) <u>JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則</u>		<u>JIS R91 セッコウの化学分析 方法</u>	(新設)
<u>CLINK ER ASH</u>		(参考) <u>JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則</u>		<u>JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則</u>	<u>粉塊混合物-サンブ リング方法通則</u>
				<u>JIS M81 非鉄金属鉱石のサン プリング方法通則</u>	<u>M 00 非鉄金属鉱石のサン プリング方法通則</u>
				<u>JIS M81 非鉄金属鉱石のサン プリング方法通則</u>	<u>JIS M81 非鉄金属鉱石のサン プリング方法通則</u>
				<u>JIS M81 粉塊混合物-サンブ リング方法通則</u>	<u>JIS M81 粉塊混合物-サンブ リング方法通則</u>
				<u>JIS M81 非鉄金属鉱石のサン プリング方法通則</u>	<u>JIS M81 非鉄金属鉱石のサン プリング方法通則</u>

				0 プリング、試料調製及 び水分決定方法				0 プリング、試料調製及 び水分決定方法			
JIS M81 01				JIS M 810 1				JIS M81 01			
(略)				(略)				(略)			
COPPER ER	銅精鉱	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプリング 及び水分決定方法	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプリング 及び水分決定方法	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプリング 及び水分決定方法	COPPER ER	銅精鉱	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプリング 及び水分決定方法
CONCENTRATOR ENTRA TE								CONCENTRATOR ENTRA TE			
(新設)				(新設)				(新設)			
(参考)				(参考)				(参考)			
JIS M81 00				JIS M81 00				JIS M81 00			
COPPER ER SLAG				COPPER ER SLAG				COPPER ER SLAG			
(参考)				(参考)				(参考)			
FISH (IN BULK)				FISH (IN BULK)				FISH (IN BULK)			
(略)				(略)				(略)			
ILMENITE SAND	チタン鉄鉱砂 〔イルメナイト サンド〕 (水分値が 2%を超えるも)	(参考) JIS M81 00	/		/	/	/	ILMENITE SAND	チタン鉄鉱砂 〔イルメナイト サンド〕 (水分値が 2%を超えるも)	(参考) JIS M81 00	粉塊混合物一サンプリング方法通則 〔イルメナイト サンド〕 (水分値が 2%を超えるも)

(新設)	もの。)	00				
IRON AND STEEL SLAG AND ITS MIXTU RE	(参考) JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 00 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法 M81 01	(参考) JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 00 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法 M81 01				
IRON CONC ENTRA TE	(参考) JIS K00 産業廃棄物のサンプ リング方法 60 JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 00 鐵鉱石-サンプリング 及び試料調製方法 M87 05 石炭類及びコークス 類-サンプリング及び 試料調製方法 M88 11	IRON CONC ENTRA TE	鐵精鉱 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 00 鐵鉱石-サンプリング 及び試料調製方法 M87 05 石炭類及びコークス 類-サンプリング及び 試料調製方法 M88 11	(参考) JIS K00 産業廃棄物のサンプ リング方法 60 JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 00 鐵鉱石-サンプリング 及び試料調製方法 M87 05 石炭類及びコークス 類-サンプリング及び 試料調製方法 M88 11	JIS K00 産業廃棄物のサンプ リング方法 60 JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 00 鐵鉱石-ロットの水分 決定方法 M87 05	JIS K00 産業廃棄物のサンプ リング方法 60 JIS M81 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 00 鐵鉱石-サンプリング 及び試料調製方法 M87 05 石炭類及びコークス 類-サンプリング及び 試料調製方法 M88 11
(略)	IRON CONC ENTRA TE (sinter feed)	(参考) JIS K00 産業廃棄物のサンプ リング方法 60 JIS 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 05	IRON CONC ENTRA TE (sinter feed)	鐵精鉱 (シンターフィ ード) 粉塊混合物-サンプリ ング方法 05	(参考) JIS K00 産業廃棄物のサンプ リング方法 60 JIS 粉塊混合物-サンプリ ング方法 05	JIS K00 産業廃棄物のサンプ リング方法 60 JIS M87 鐵鉱石-ロットの水分 決定方法 M87 05

	M81 00 JIS M87 02 JIS M88 11	(参考) <u>JIS</u> <u>M81</u> <u>00</u> <u>JIS</u> <u>M81</u> <u>01</u> <u>JIS</u> <u>M87</u> <u>02</u> <u>JIS</u> <u>M88</u> <u>11</u>	(参考) <u>JIS</u> <u>M81</u> <u>00</u> <u>JIS</u> <u>M81</u> <u>01</u> <u>JIS</u> <u>M87</u> <u>02</u> <u>JIS</u> <u>M88</u> <u>11</u>	M81 00 JIS M87 02 JIS M88 11
	IRON ORE FINE	鐵鉱粉	粉塊混合物-サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法 鉄鉱石-サンプリング及び試料調製方法	粉塊混合物-サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法 鉄鉱石-ロットの水分決定方法
		(参考) <u>JIS</u> <u>M81</u> <u>00</u> <u>JIS</u> <u>M81</u> <u>01</u> <u>JIS</u> <u>M87</u> <u>02</u>	(参考) <u>JIS</u> <u>M81</u> <u>00</u> <u>JIS</u> <u>M81</u> <u>01</u> <u>JIS</u> <u>M87</u> <u>05</u>	(新設)
	IRON OXIDE TECHN ICAL	合成酸化鉄	粉塊混合物-サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法 鉄鉱石-サンプリング及び試料調製方法	粉塊混合物-サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法 鉄鉱石-ロットの水分決定方法

LEAD AND ZINC CALCI NES (mixed)	(参 考) JIS M87 02	(参 考) JIS M87 05	(参 考) JIS M87 05	LEAD AND ZINC CALCI NES (mixed)	(参 考) JIS M87 02	(参 考) JIS M87 05	(参 考) JIS M87 05
MANG ANESE CONC ENTRA TE	(準 用) JIS M80 83	(準 用) JIS M80 83	(準 用) JIS M80 83	MANG ANESE CONC ENTRA TE	(參 考) JIS M81 08	(參 考) JIS M81 08	(參 考) JIS M81 08
MANG ANESE ORE FINES	(新設)			MANG ANESE ORE FINES	(新設)		

METAL SULPH IDE CONC ENTRA TES	金屬硫化精鉱 M80 83	JIS 銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱－サンプリング 及び水分決定方法	JIS M80 83	METAL SULPH IDE CONC ENTRA TES	金屬硫化精鉱 M80 83	JIS 銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱－サンプリング 及び水分決定方法	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱－サンプリング 及び水分決定方法
(略)								
SAND, HEAVY MINER AL	砂 (重鉱物)	(参考) JIS M81 00	粉塊混合物－サンプリング方法通則	(参考) JIS M81 00	SAND, HEAVY MINER AL	砂 (重鉱物)	(参考) JIS M81 00	粉塊混合物－サンプリング方法通則
SCALE GENER ATED FROM THE IRON AND STEEL MAKIN G PROC ESS		(参考) JIS M81 00		(参考) JIS M81 00			(参考) JIS M81 00	粉塊混合物－サンプリング方法通則
SILVE R LEAD CONC ENTRA TE SLIG (iron)	銀・鉛精鉱 (鉄鉱石)	(準用) JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱－サンプリング 及び水分決定方法	(準用) JIS M80 83	SILVE R LEAD CONC ENTRA TE SLIG (iron)	銀・鉛精鉱 (鉄鉱石)	(準用) JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱－サンプリング 及び水分決定方法

ore)	JIS M87 02	JIS M87 05	(参考) JIS M81 00 JIS M81 01	(参考) JIS M81 00 JIS M81 01	ore)	JIS M87 02	JIS M87 05
SPOD UMEN E (UPGR ADED)	アップグレード リチア輝鉱石	粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法	(新設)	粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法	ZINC AND LEAD CALCI NES (mixed)	(参考) JIS M87 05	(参考) JIS M87 02
ZINC AND LEAD CALCI NES (mixed)	亜鉛・鉛焼結 (混合鉱)	鉄鉱石-サンプリング 及び試料調製方法	(参考) JIS M87 02	鉄鉱石-ロットの水分 決定方法	ZINC AND LEAD CALCI NES (mixed)	(参考) JIS M87 02	(参考) JIS M87 05
(略)					(略)		
ZINC SINTE R	亜鉛焼結鉱	(準用) JIS M87 02	(準用) JIS M87 05	鉄鉱石-サンプリング 及び試料調製方法	ZINC SINTE R	(準用) JIS M87 02	(準用) JIS M87 05
ZINC SLAG	亜鉛スラグ	(参考) JIS M81 00 JIS M81 01	(参考) JIS M81 00 JIS M81 01	粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法 銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱- サンプリング及び水 分決定方法	(参考) JIS M81 00 JIS M81 01	粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法 銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱- サンプリング及び水 分決定方法	(参考) JIS M87 05

		<u>M80</u> <u>E3</u>	(参考) JIS M81 00	粉塊混合物ーサンプ リング方法通則 /	ZINC SLUDG E	亜鉛礫物 E	(参考) JIS M81 00	粉塊混合物ーサンプ リング方法通則 /	
<u>ZIRCO</u> <u>N</u>	<u>KYAN</u> <u>TE</u> <u>CONC</u> <u>ENTRA</u> <u>TES</u>	<u>JIS</u> <u>ジルコニアカイア</u> <u>ナイト精鉱</u>	(参考) JIS M81 00	粉塊混合物ーサンプ リング方法通則 /					
				粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法					
				<u>JIS</u> <u>00</u>					
				<u>JIS</u> <u>M81</u> <u>01</u>					
					(削除)				
					(略)				